

場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの					
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○			
10 同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○			
11 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求					
(一) 空港整備事業に係るもの			○		
(二) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
12 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの					
(1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下二において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの		○			
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○		
13 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令					
(一) 空港整備事業に係るもの			○		
(二) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
14 同規則第33条の規定による措置の要求					
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○		
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの					
(1) 空港整備事業に係るもの			○		
(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
15 同規則第39条第3項の規定による工事の内容の変更等					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○			
(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○		
(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの					
イ 空港整備事業に係るもの			○		
ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
16 同規則第40条第1項前段の規定による工事の内容の変更等					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○			
(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○		
(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの					
イ 空港整備事業に係るもの			○		
ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
17 同規則第40条第1項後段(同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第39条第3項において準用する場合を含む。)の規定による工期等の変更の協議					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○			
(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○		
(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの					
イ 請負代金の額の変更の協議			○		
ロ 工期の変更の協議				○	
(イ) 空港整備事業に係るもの			○		
(ロ) 港湾・海岸整備事業に係るもの				○	鳥取港湾事務所長
18 同規則第40条第2項(同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による増加費用の負担の決定					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○			
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○		
19 同規則第40条第3項の規定による工事の施工の一時中止					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○			

(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの						○			
(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの									
イ 空港整備事業に係るもの									○
ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの									○
20 同規則第41条の規定による工期の延長の承認									
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						○			
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの							○		
(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの								○	
(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの									
イ 空港整備事業に係るもの									○
ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの									○
21 同規則第42条第1項の規定による工期の延長									○
22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求									
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						○			
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの							○		
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								○	
23 同規則第43条第2項の規定による工期を延長しないことの協議									
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						○			
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの							○		
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								○	
24 同規則第43条第3項の規定による請負代金の額の変更の協議									
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						○			
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの							○		
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								○	
25 同規則第44条の規定による請負代金の額の変更の決定									
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						○			
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							○		
26 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議									
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						○			
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの							○		
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								○	
27 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認									
(一) 空港整備事業に係るもの								○	
(二) 港湾・海岸整備事業に係るもの									○
28 同規則第48条第3項の規定による請負代金の額の変更の決定									
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						○			
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの							○		
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								○	
29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議									
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						○			
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの							○		
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								○	
30 同規則第49条の規定による工事の内容の変更の決定									
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						○			
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの							○		
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								○	
31 同規則第50条第1項の規定による工事の完成の請求									
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						○			
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							○		
32 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託									
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						○			
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの							○		

	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○		
	33 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○				
	34 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○			○	
	35 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○		○		
	36 同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・海岸整備事業に係るもの			○		○ 鳥取港湾事務所長
	37 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・海岸整備事業に係るもの			○		○ 鳥取港湾事務所長
	38 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認 (一) 空港整備事業に係るもの (二) 港湾・海岸整備事業に係るもの			○		○ 鳥取港湾事務所長
	39 同規則第66条第3項の規定による請負代金の部分払 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・海岸整備事業に係るもの			○		○ 鳥取港湾事務所長
	40 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・海岸整備事業に係るもの			○		○ 鳥取港湾事務所長
	41 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○		○		
	42 同規則第69条第2項(同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・海岸整備事業に係るもの			○		○ 鳥取港湾事務所長
	43 同規則第72条第4項の規定による措置を採ることの決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○		○		
三 港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第5項の規定による港務局の設立の認可についての河川管理者等との協議	○				
	2 同法第37条第1項の規定による港湾区域内又は港湾隣接地域内における水域の占用等の許可 (一) 次に掲げるもの(鳥取港及び田後港に係るものに限る。) (1) 工作物の設置を伴わないもの及び仮設の工事用施設その他一時的な占用に係るものの占用の許可 (2) 土砂の採取の許可 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、許可期間満了後の継続占用に係るもの (二) (一)の(1)から(3)までに掲げるもの(鳥取港及び田後港に係るものを除く。)				○	○ 鳥取港湾事務所長 ○ 土木事務所長

	(三) (一)及び(二)以外のもの					○		
	3 同法第37条第1項の規定による港湾区域内又は港湾隣接地域内における公共空地の占用の許可 (一) 次に掲げるもの(鳥取港及び田後港に係るものに限る。) (1) 工作物の設置を伴わないもの及び仮設の工事用施設その他一時的な占用に係るものの占用の許可 (2) 土砂の採取の許可 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、許可期間満了後の継続占用に係るもの (二) (一)の(1)から(3)までに掲げるもの(鳥取港及び田後港に係るものを除く。)						○	鳥取港湾事務所長
	(三) (一)及び(二)以外のもの					○		
	4 同法第37条第3項の規定による国等の行う水域又は公共空地の占用等についての国等との協議 (一) 2の(一)又は3の(一)により許可したものに係るもの (二) 2の(二)又は3の(二)により許可したものに係るもの (三) 2の(三)又は3の(三)により許可したものに係るもの					○	○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
	5 同法第37条の2第2項の規定による港湾隣接地域の指定に係る公聴会の開催					○		
	6 同法第40条の2第1項の規定による違反構築物の撤去等の命令					○		
	7 同法第41条第1項の規定による有害構築物の改築等の命令					○		
	8 同法第43条の2の規定による他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担についての他の工作物の管理者との協議					○		
	9 同法第46条第1項の規定による国が負担し、又は補助した港湾施設の譲渡等についての運輸大臣への認可の申請					○		
	10 同法第52条第1項の規定による直轄港湾工事についての運輸大臣との協議					○		
	11 同法第53条の規定による直轄港湾工事によって生じた土地等の譲受け					○		
	12 同法第55条の2の規定による港湾工事の調査等のための他人の土地への立入り						○	
	13 同法第56条第1項の規定による港湾区域の定めのない港湾における水域施設等の建設、水域の一部の占用又は土砂の採取の許可のうち次に掲げるもの (一) 次に掲げるもの(鳥取港及び田後港に係るものに限る。) (1) 一時的な占用に係るものの占用の許可 (2) 土砂の採取の許可 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、許可期間満了後の当該許可を受けた行為の継続に係るもの (二) (一)の(1)から(3)までに掲げるもの(鳥取港及び田後港に係るものを除く。)						○	鳥取港湾事務所長
	(三) (一)及び(二)以外のもの						○	土木事務所長
	14 同法第56条の4第1項の規定による工事その他の行為の中止の命令等 (一) 2の(一)又は3の(一)により許可したものに係るもの (二) 2の(二)又は3の(二)により許可したものに係るもの (三) 2の(三)又は3の(三)により許可したものに係るもの					○	○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
	15 同法第56条の4第2項の規定による必要な措置の実施					○		
四 港湾法施行令(昭和26年政令第4号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第14条の規定による護岸、堤防等の指定					○		
	2 同令第15条第3号の規定による行為の指定					○		
五 港湾法施行細則(昭和51年8月鳥取県規則第52号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第2項の規定による占用料等の減免 (一) 三の2の(一)、3の(一)又は13の(一)により許可したものに係るもの (二) 三の2の(二)、3の(二)又は13の(二)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの					○	○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長

六 鳥取県港湾施設管理條例(昭和35年4月鳥取県條例第6号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同條例第3条第1項の規定による港湾施設の使用等の許可 (一) 仮設の工用施設その他一時的な使用又は許可期間満了後の継続使用に係るもの(鳥取港及び田後港に係るものに限る。) (二) 仮設の工用施設その他一時的な使用又は許可期間満了後の継続使用に係るもの(鳥取港及び田後港に係るものを除く。) (三) (一)及び(二)以外のもの					○	鳥取港湾事務所長
	2 同條例第6条第2項の規定による使用料の減免 (一) 1の(一)により許可したものに係るもの (二) 1の(二)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの					○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
	3 同條例第10条の規定による港湾施設の現状の回復の指示 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの					○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
	4 同條例第11条第1項の規定による法令等の違反の場合における港湾施設の使用の許可の取消し等 (一) 1の(一)により許可したものに係るもの (二) 1の(二)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの					○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
	5 同條例第12条第1項の規定による港湾工事の施行等のための港湾施設の使用の許可の取消し等					○	
	6 同條例第13条第1項ただし書の規定による原状回復の義務の免除の認定					○	
	7 同條例第13条第2項の規定による港湾施設の原状の回復の検査 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの					○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
七 港湾調査規則(昭和26年運輸省令第13号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第7条の規定による調査の申告事務者の決定					○	
	2 同令第10条第1項の規定による調査の集計表の運輸大臣への提出					○	
	3 同令第11条第1項の規定による港湾調査原簿の副本の運輸省港湾局長への送付					○	
八 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年3月鳥取県条例第6号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同條例第6条の規定による鳥取港海友館の使用料の減免					○	
九 海岸法に基づく知事の権限に属する事務(港湾課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同法第7条第1項の規定による海岸保全区域の占用の許可 (一) 一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用に係るもの(鳥取港及び田後港に係るものに限る。) (二) 一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用に係るもの(鳥取港及び田後港に係るものを除く。) (三) (一)及び(二)以外のもの					○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
	2 同法第8条第1項の規定による土石の採取等の許可 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの					○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
	3 同法第10条第2項の規定による国等の行う海岸保全区域の占用等の協議 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの					○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
	4 同法第11条の規定による占用料及び土石採取料の徴収 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの					○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
	5 同法第12条第1項の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの					○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
	6 同法第12条第2項の規定による海岸保全施設に関する工事等のための許可の取消し等 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの					○	鳥取港湾事務所長 土木事務所長
	7 同法第12条第4項の規定による損失の補償についての協議					○	

	8 同法第12条第6項の規定による補償の原因者に対する損失の補償金額の負担の命令	○			
	9 同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議 (一) 工事費が50万円未満の工事に係るもの(鳥取港及び田後港に係るものに限る。) (二) 工事費が50万円未満の工事に係るもの(鳥取港及び田後港に係るものを除く。) (三) (一)及び(二)以外のもの			○	鳥取港湾事務所長 ○ 土木事務所長
	10 同法第15条の規定による兼用工作物の工事の施行についての他の工作物の管理者との協議		○		
	11 同法第16条第1項の規定による工事原因者に対する海岸保全施設に関する工事の施行の命令	○			
	12 同法第19条第3項の規定による海岸保全施設の新設等による損失の補償についての協議	○			
	13 同法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は海岸保全施設への立入検査 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの			○	鳥取港湾事務所長 ○ 土木事務所長
	14 同法第21条第1項及び第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令		○		
	15 同法第23条第2項の規定による基本計画作成についての関係海岸管理者との協議	○			
	16 同法第24条第1項の規定による海岸保全区域台帳の調製及び保管 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの			○	鳥取港湾事務所長 ○ 土木事務所長
	17 同法第27条第2項の規定による海岸保全施設の新設等の工事の施行についての主務大臣への承認の申請	○			
	18 同法第30条の規定による兼用工作物の管理の費用の負担についての他の工作物の管理者との協議	○			
	19 同法第31条第1項の規定による他の工事等により必要を生じた海岸保全施設に関する工事に要する費用の負担の決定	○			
	20 同法第32条第1項の規定による海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事等に関する費用の負担の決定	○			
	21 同法第32条第3項の規定による工事原因者に対する他の工事に要する費用の負担の決定	○			
	22 同法第33条第1項の規定による海岸保全施設に関する工事に要する費用の受益者負担の決定	○			
	23 同法第35条第2項の規定による延滞金の徴収 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの			○	鳥取港湾事務所長 ○ 土木事務所長
十 鳥取県海岸法施行細則に基づく知事の権限に属する事務(港湾課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同規則第5条第4項の規定による占用料等の減免 (一) 九の1の(一)又は2の(一)により許可したものに係るもの (二) 九の1の(二)又は2の(二)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの			○	鳥取港湾事務所長 ○ 土木事務所長
	2 同規則第6条の規定による工事等の完了の検査 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの			○	鳥取港湾事務所長 ○ 土木事務所長
	3 同規則第10条の規定による権利義務の譲渡等の許可	○			
十一 公有水面埋立法に基づく知事の権限に属する事務(港湾課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同法第3条第1項(同法第13条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による公有水面の埋立ての免許の出願事項の縦覧及び市町村長の意見の聴取	○			
	2 同法第10条の規定による公有水面の利用施設の代替施設等の設置又は損害の補償の命令	○			
	3 同法第11条の規定による埋立ての免許の日時の告示		○		
	4 同法第14条第1項の規定による測量等のための他人の土地の立入り等の許可	○			
	5 同法第22条第1項の規定による工事の竣功認可	○			
	6 同法第23条ただし書の規定による竣功認可前の埋立地の使用の許可		○		
	7 同法第30条の規定による権利取得者の義務の命令	○			
	8 同法第31条の規定による公有水面に存する工作物等の除却の命令	○			

		9 同法第32条第2項の規定による土地の取用等をする事業者に対する損害の補償の命令	○				
		10 同法第33条の規定による違反により生じた事業の更正等の命令	○				
		11 同法第35条第1項(同法第36条において準用する場合を含む。)の規定による原状回復の義務の免除	○				
		12 同法第35条第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)の規定による公有水面に存する土砂等の国への帰属の決定	○				
	十二 公有水面埋立法施行令に基づく知事の権限に属する事務(港湾課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同令第8条ただし書の規定による公有水面の利用に関する施設の設置の許可	○				
		2 同令第11条第1項の規定による損害の防止の施設又は補償に関する協議が整わない場合の裁定	○				
		3 同令第12条第1項の規定による申請の要領等の告知又は告示		○			
		4 同令第15条第2項の規定による申請の要領等の告知		○			
		5 同令第24条の規定による埋立権の譲渡の許可等の告示		○			
		6 同令第27条第2項の規定による埋立地の帰属の指定	○				
		7 同令第32条の規定による埋立免許についての認可の申請	○				
砂防利水課	一 砂防法(明治30年法律第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条に規定する砂防設備を要する土地等の指定についての主務大臣への申請	○				
		2 同法第8条の規定による他の工事等により生じた砂防工事の原因者に対する施行等の命令	○				
		3 同法第16条の規定による他の工事等により生じた砂防工事に要する費用の負担の決定	○				
		4 同法第22条の規定による砂防工事のための土石等の供給の命令	○				
		5 同法第22条ただし書の規定による土石等の供給についての金額に関する協議が不調等の場合における供託		○			
		6 同法第23条の規定による砂防のための土地の立入り又は使用若しくは土地に存する障害物の除却		○			
		7 同法第27条ただし書の規定による砂防設備により生ずる収入の下付	○				
		8 同法第28条の規定による公用を廃止した砂防設備の下付	○				
		9 同法第29条の規定による制限行為等の許可の取消し等 (一) 三の1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 三の1の(二)又は2の(二)に係るもの		○			○ 土木事務所長
		10 同法第30条の規定による違反事業の更正等の命令		○			○ 土木事務所長
		11 同法第36条の規定による法令等による命令の義務の履行の命令	○				
	二 砂防法施行規程(明治30年勅令第382号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条の規定による供給すべき物件の種類等の所有者等への通知		○			
		2 同令第7条の規定による土地を使用し、又は土地に存する障害物を除却する旨の所有者等への通知		○			
		3 同令第8条の規定による砂防工事を施行する旨の土地の所有者等への通知		○			
	三 鳥取県砂防指定地等管理規則(平成元年4月鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第1項の規定による制限行為の許可 (一) 発電に係るもの (二) (一)以外のもの	○			○ 土木事務所長	
		2 同規則第5条第1項の規定による砂防設備等の占用の許可 (一) 発電に係るもの (二) (一)以外のもの	○			○ 土木事務所長	
		3 同規則第7条第1項ただし書の規定による許可期間の更新				○ 土木事務所長	
		4 同規則第8条第1項の規定による許可に係る事項の変更の許可 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの	○			○ 土木事務所長	
		5 同規則第9条第2項の規定による現に制限行為をしている者からの届出の受理				○ 土木事務所長	
		6 同規則第9条第4項の規定による第4条第1項の許可を受けたものとみなす期間を定めた旨等の通知 (一) 発電に係る制限行為以上の土石(砂れきを含む。)の採取の許可に係るもの (二) (一)以外のもの		○		○ 土木事務所長	
		7 同規則第10条の規定による国等が行う制限行為についての協議 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの	○			○ 土木事務所長	
		8 同規則第11条第2項の規定による採取料等の減免 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの	○			○ 土木事務所長	
		9 同規則第14条の規定による制限行為等の着手、制限行為等の終了等及び				○ 土木事務所長	

	住所等の変更の届出の受理						
	10 同規則第15条第3項の規定による制限行為等の許可に基づく地位を承継した者からの届出の受理 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの	○			○	土木事務所長	
	11 同規則第16条第1項の規定による制限行為等の許可に基づく権利の譲渡の承認 (一) 1の(一)又は2の(一)に係るもの (二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの	○			○	土木事務所長	
	12 同規則第17条第1項及び第2項の規定による補償金額及び負担者の決定	○					
	13 同規則第18条の規定による砂防指定地等の管理上必要な報告の徴収				○	土木事務所長	
四 地すべり等防止法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による地すべり防止区域の指定についての主務大臣への意見の提出	○					
	2 同法第8条の規定による地すべり防止区域の標識の設置				○	土木事務所長	
	3 同法第11条第1項の規定による地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認	○					
	4 同法第11条第2項の規定による地すべり防止工事に関する設計及び実施計画についての国等との協議	○					
	5 同法第13条の規定による兼用工作物の工事の施行等についての他の工作物の管理者との協議		○				
	6 同法第14条第1項の規定による工事原因者に対する地すべり防止工事の施行の命令	○					
	7 同法第16条第1項の規定による地すべり防止区域に関する調査等のための土地の立入り又は一時使用		○				
	8 同法第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可 (一) 同項第3号又は第5号に掲げるもの (二) (一)以外のもの			○		○	土木事務所長
	9 同法第20条第2項の規定による地すべり防止区域内における行為についての国等との協議	○					
	10 同法第21条第1項の規定による許可の取消し等 (一) 8により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの		○			○	土木事務所長
	11 同法第21条第2項の規定による許可の取消し等		○				
	12 同法第21条第5項の規定による補償金額の負担の決定		○				
	13 同法第22条第1項の規定による地すべり防止施設の管理者からの報告の徴収及び当該施設への立入検査					○	土木事務所長
	14 同法第23条の規定による地すべり防止施設の改良等の措置の命令	○					
15 同法第24条第1項の規定による市町村における関連事業計画の作成についての市町村への勧告		○					
16 同法第24条第3項の規定による市町村における関連事業計画の承認	○						
17 同法第33条の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担についての他の工作物の管理者との協議	○						
18 同法第34条第1項の規定による他の工事等により必要を生じた地すべり防止工事の費用の負担の決定	○						
19 同法第35条第3項の規定による他の工事等により生じた地すべり防止工事の費用の負担の決定	○						
20 同法第48条の規定による漁港の区域内における地すべり防止工事の施行についての漁港管理者等との協議	○						
21 同法第49条の規定による報告又は資料の主務大臣への提出			○				
五 建設大臣が行なう砂防工事等に影響がある処分等の取扱規程(昭和40年建設省訓令第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1 建設大臣が行う砂防工事等に影響がある処分等についての地方建設局長との協議	○					
六 河川法に基づく知事の権限に属する事務(砂防利水課の所掌事務に係るものに限る。)	1 同法第23条の規定による流水の占用の許可	○					
	2 同法第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可	○					
	3 同法第26条の規定による河川区域内の土地における工作物の新築等の許可	○					
	4 同法第27条第1項の規定による河川区域内の土地における掘削等の許可		○				
	5 同法第30条の規定による工作物の新築又は改築の工事の完成検査及び当	○					



(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
3 営繕工事に係る設計の変更						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの						
(1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの	○					
(2) (1)以外のもの		○				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの						
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○				
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの						
イ 建築工事に係るもの						
(イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの			○			
(ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの			○			
a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの			○			
b a以外のもの			○			
(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○		鳥取土木事務所長
(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○		倉吉土木事務所長
(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○		米子土木事務所長
ロ 設備工事に係るもの						
(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの			○			
(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの			○			
a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの			○			
b a以外のもの			○			
(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○		鳥取土木事務所長
(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○		倉吉土木事務所長
(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○		米子土木事務所長
4 営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること						
(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの	○					
(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○				
(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの						
(1) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの			○			
(2) (1)以外のもの			○			
イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○		鳥取土木事務所長
ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○		倉吉土木事務所長
ハ 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○		米子土木事務所長
5 営繕工事に係る請負契約の締結の決定						
(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの						
(1) 建築工事に係るもの						
イ 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○			
ロ 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの			○			
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの			○			
(ロ) (イ)以外のもの			○			
a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○		鳥取土木事務所長
b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○		倉吉土木事務所長
c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○		米子土木事務所長
(2) 設備工事に係るもの						
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの			○			
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの			○			
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの			○			
(ロ) (イ)以外のもの			○			
a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○		鳥取土木事務所長
b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○		倉吉土木事務所長
c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○		米子土木事務所長
6 営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査						
(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの	○					
(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○				
(三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの						
(1) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上の工事に係るもの			○			
(2) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの						
イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの			○			
ロ イ以外のもの			○			
(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○		鳥取土木事務所長
(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○		倉吉土木事務所長

	(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
	7 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定						
	(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの	○					
	(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○				
	(三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの						
	(1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの			○			
	(2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの						
	イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの			○			
	ロ イ以外のもの						
	(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
	(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
	(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
	8 他部局の所掌に係る営繕工事の受託の決定		○				
	9 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行						
	(一) 建築工事に係るもので、請負対象設計金額が7,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係るもの						
	(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
	(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
	(3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
	(二) 設備工事に係るもので、請負対象設計金額が2,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係るもの						
	(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
	(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
	(3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
	10 不動産登記法に基づく不動産の登記					○	土木事務所長
二 営繕工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成						
	(一) 建築工事に係るもの						
	(1) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(2)及び(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事に係るもの						
	イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
	ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
	ハ 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
	(2) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						
	イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
	ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
	ハ 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
	(二) 設備工事に係るもの						
	(1) 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの						
	イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
	ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
	ハ 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
(2) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの							
イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長	
ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長	
ハ 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長	
2 同規則第9条第1項の規定による金銭保証人等を立てることの要求							
(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの			○				
(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							
(1) 建築工事に係るもの							
イ 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの						○	鳥取土木事務所長
ロ 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	倉吉土木事務所長
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの						○	米子土木事務所長
(ロ) (イ)以外のもの							
a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの						○	鳥取土木事務所長
b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの						○	倉吉土木事務所長
c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの						○	米子土木事務所長
(2) 設備工事に係るもの							
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの						○	鳥取土木事務所長
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの						○	倉吉土木事務所長
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの						○	米子土木事務所長
(ロ) (イ)以外のもの							



a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
7 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定						
(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○			
(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの				○		
(1) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの						
(2) (1)以外のもの						
イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
ハ 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
8 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定						
(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			○			
(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの				○		
(1) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの						
(2) (1)以外のもの						
イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
ハ 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
9 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認						
(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○			
10 同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○			
11 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求						
(一) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの				○		
(二) (一)以外のもの						
(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
(3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
12 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				○		
(1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下二において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの						
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの				○		
13 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令						
(一) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの				○		
(二) (一)以外のもの						
(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
(3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
14 同規則第33条の規定による措置の要求						
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○			
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○		
(1) 建築工事に係るもの						
イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの				○		
ロ イ以外のもの						
(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
(2) 設備工事に係るもの						
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの				○		
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの						
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの				○		
(ロ) (イ)以外のもの						
a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長

c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
15 同規則第39条第3項の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	○	○	○	○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
16 同規則第40条第1項前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの b a以外のもの (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	○	○	○	○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
17 同規則第40条第1項後段(同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第39条第3項において準用する場合を含む。)の規定による工期等の変更の協議 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 工期の変更の協議 (イ) 建築工事に係るもの a 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの b 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの (a) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (b) (a)以外のもの i 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの ii 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの iii 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 設備工事に係るもの a 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの	○	○	○	○	○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長

	<p>b 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの                      (a) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの                      (b) (a)以外のもの                          i 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの                          ii 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの                          iii 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの                      ㊦ 請負代金の額の変更の協議</p>											
	<p>18 同規則第40条第2項(同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による増加費用の負担の決定                      (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの                      (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                          (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの                          (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>											
	<p>19 同規則第40条第3項の規定による工事の施工の一時中止                      (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの                      (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                          (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの                          (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの                          イ 建築工事に係るもの                              (イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの                              (ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの                                  a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの                                  b a以外のもの                              (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの                              (b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの                              (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの                          ㊦ 設備工事に係るもの                              (イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの                              (ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの                                  a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの                                  b a以外のもの                              (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの                              (b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの                              (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>											
	<p>20 同規則第41条の規定による工期の延長の承認                      (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの                      (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                          (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの                          (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの                          イ 建築工事に係るもの                              (イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの                              (ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの                                  a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの                                  b a以外のもの                              (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの                              (b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの                              (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの                          ㊦ 設備工事に係るもの                              (イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの                              (ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの                                  a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの                                  b a以外のもの                              (a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの                              (b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの                              (c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>											
	<p>21 同規則第42条第1項の規定による工期の延長</p>											

22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○		○					
23 同規則第43条第2項の規定による工期を延長しないことの協議 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○		○		○			
24 同規則第43条第3項の規定による請負代金の額の変更の協議 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○		○			○		
25 同規則第44条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○		○					
26 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○		○		○			
27 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○			○	鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長
28 同規則第48条第3項の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○		○		○			
29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○		○		○			
30 同規則第49条の規定による工事の内容の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○		○			○		
31 同規則第50条第1項の規定による工事の完成の請求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○		○					
32 同規則第52条第1項 (同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○		○		○			
33 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○		○			○		
34 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	○		○					

	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○			
35	同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○					
36	同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が5,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの			○		○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
37	同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払 (一) 請負対象設計金額が5,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの			○		○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
38	同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認 (一) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの			○		○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
39	同規則第66条第3項の規定による請負代金の部分払 (一) 請負対象設計金額が5,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの			○		○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
40	同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認						



知							
12 同法第10条第1項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の除却等の命令		○					
13 同法第11条第1項の規定による公益上著しく支障がある建築物の除却等の命令		○					
14 同法第12条第3項の規定による建築物の敷地、構造等の報告の請求 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長	
15 同法第14条第1項の規定による建設大臣に対する助言等の要求			○				
16 同法第14条第2項の規定による建築主事を置く市町村長に対する勧告等の実施			○				
17 同法第15条第3項の規定による建築統計の作成及び当該建築統計の建設大臣への送付			○				
18 同法第16条の規定による建築主事を置く市町村長に対する報告等の要求			○				
19 同法第17条第2項の規定による市町村長に対する監督上必要な措置を採ることの命令		○					
20 同法第18条第8項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の仮使用の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長	
21 同法第18条第9項の規定による国等の違反建築物等に係る通知及び要請		○					
22 同法第22条第2項の規定による建築物の屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない区域の指定並びに当該区域の指定についての都市計画審議会の意見の聴取及び関係市町村の同意の取得		○					
23 同法第42条第1項の規定による道路の幅員を6メートルとする区域の指定			○				
24 同法第42条第1項第4号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定				○			
25 同法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定				○			
26 同法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道の指定			○				
27 同法第42条第3項の規定による土地の状況によりやむを得ない場合に係る水平距離の指定			○				
28 同法第42条第4項の規定による道路の指定				○			
29 同法第44条第1項第3号の規定による道路内等の建築の制限を緩和する地区計画等区域内の道路の上空等に設ける建築物の認定				○			
30 同法第44条第1項第4号の規定による道路内等の建築の制限を緩和する建築物の建築等の許可		○					
31 同法第45条第1項の規定による私道の変更等の禁止又は制限		○					
32 同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聴取				○			
33 同法第46条第1項の規定による壁面線の指定				○			
34 同法第47条ただし書の規定による壁面線を超えた建築物の壁等の建築の許可				○			
35 同法第48条の規定による用途地域内における建築物の建築の許可		○					
36 同法第48条第13項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聴取				○			
37 同法第51条ただし書の規定による卸売市場等の新築等の許可				○			
38 同法第52条第1項の規定による延べ面積の敷地面積に対する割合の制限を強化する区域の指定				○			
39 同法第52条第6項、第7項及び第10項の規定による延べ面積の敷地面積に対する割合の制限の緩和の許可				○			
40 同法第54条の2第1項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度の制限を適用しない敷地の承認				○			
41 同法第55条第2項の規定による高さの限度を12メートルとする建築物の承認				○			
42 同法第55条第3項の規定による建築物の高さの限度を超える建築物の建築の許可		○					
43 同法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による高さの制限を緩和する中高層の建築物の建築の許可				○			
44 同法第57条第1項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設ける建築物の承認				○			

	45 同法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区内の延べ面積の敷地面積に対する割合等の制限を解除する建築物の建築の許可	○				
	46 同法第59条第4項の規定による高度利用地区内の建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可	○				
	47 同法第59条の2第1項の規定による延べ面積の敷地面積に対する割合等の制限を緩和する建築物の建築の許可	○				
	48 同法第68条の3第1項の規定による地区計画等に係る条例で定めた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度の制限を適用しない建築物の承認		○			
	49 同法第68条の4第1項の規定による住宅地高度利用地区計画の区域内の延べ面積の敷地面積に対する割合の制限を適用しない建築物の承認		○			
	50 同法第68条の4第2項の規定による住宅地高度利用地区計画の区域内の建築面積の敷地面積に対する割合の制限を適用しない建築物の承認		○			
	51 同法第68条の4第3項の規定による住宅地高度利用地区計画の区域内の第一種住宅専用地域の建築物の高さの限度を適用しない建築物の承認		○			
	52 同法第68条の4第4項の規定による住宅地高度利用地区計画の区域内の建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可	○				
	53 同法第68条の5第1項の規定による再開発地区計画の区域内の延べ面積の敷地面積に対する割合の制限を適用しない建築物の承認		○			
	54 同法第68条の5第2項の規定による再開発地区計画の区域内の建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可	○				
	55 同法第68条の7第1項の規定による予定道路の指定	○				
	56 同法第73条第1項の規定による建築協定の認可	○				
	57 同法第74条第1項の規定による建築協定の変更の認可	○				
	58 同法第74条の2第4項の規定による建築協定区域内の土地が当該建築協定区域内から除かれたことを知った旨の公告		○			
	59 同法第76条第1項の規定による建築協定の廃止の認可	○				
	60 同法第76条の3第2項の規定による一の所有者の土地を区域とする建築協定の認可	○				
	61 同法第84条の規定による被災市街地における区域の指定又は建築物の建築の制限若しくは禁止又は当該制限若しくは禁止の期間の延長についての建設大臣への承認の申請	○				
	62 同法第85条第1項の規定による建築物の応急の修繕等を行うことができる区域の指定の承認	○				
	63 同法第85条第3項の規定による応急仮設建築物の存続の許可 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長
	64 同法第85条第4項の規定による仮設建築物の建築の許可 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長
	65 同法第86条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による総合的設計による同一敷地内建築物の位置等の承認		○			
	66 同法第86条第3項の規定による総合的設計による同一敷地内建築物以外の建築物の位置等の認定		○			
	67 同法第86条第8項の規定による総合的設計による耐火建築物等とみなされる建築物の位置等の承認		○			
	68 同法第86条第10項の規定による第一種住居専用地域内における容積率等の制限を適用しない建築物の位置等の承認		○			
	69 同法第90条の2第1項の規定による工事中の特殊建築物等の使用禁止等の命令	○				
四 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第48条第2項第3号の規定による特殊な構造方法による校舎の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長
	2 同令第115条の2第1項第4号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の承認 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長
	3 同令第129条の3第1項第2号の規定による特殊な建築物に設けるエレベーター等の効力の承認					



法律（平成7年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
	2 同法第4条第2項の規定による特定建築物の所有者に対する指示						
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
	3 同法第4条第3項の規定による特定建築物の所有者に対する報告の要求又は特定建築物への立入検査						
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長	
4 同法第5条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定					○		
5 同法第5条第8項（同法第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の耐震改修の計画を認定したときの建築主事への通知					○		
6 同法第6条第1項の規定による建築物の耐震改修の計画の変更の認定					○		
7 同法第7条の規定による認定事業者に対する報告の徴収							
(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長	
(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長	
(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長	
8 同法第8条の規定による認定事業者に対する改善の命令					○		
9 同法第9条の規定による建築物の耐震改修の計画の認定の取消し					○		
十 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政庁に対するものに限る。）の受理						
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
	2 同法第5条第3項の規定による浄化槽の設置等の計画の変更又は廃止の命令						
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長	
(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長	
3 同法第5条第4項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政庁に対するものに限る。）の内容が相当であると認める旨の通知							
(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長	
(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長	
(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長	
住宅課 一 営繕工事に係る知事の権限に属する事務（建築課の所掌事務に係るものを除く。）	1 営繕工事の執行の決定						
	(一) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下一及び二において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの					○	
	(二) 請負対象設計金額が500万円以上2億円未満の工事に係るもの					○	
	(三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの					○	
	2 営繕工事に係る起工の決定						
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの					○	
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの						
	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの					○	
	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの						
	イ 建築工事に係るもの						
	(イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの					○	
	(ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの						
	a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの					○	
	b a以外のもの						
	(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長	
(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長	
ロ 設備工事に係るもの							
(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの					○		
(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの							
a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの					○		
b a以外のもの							
(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長	
(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長	
(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長	

<p>3 営繕工事に係る設計の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長</p>							
<p>4 営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ハ 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長</p>							
<p>5 営繕工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長</p>							
<p>6 営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長</p>							





c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
7 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定						
(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの	○					
(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○				
(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの			○			
(1) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの				○		
(2) (1)以外のもの						
イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
ハ 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
8 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定						
(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの	○					
(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○				
(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの			○			
(1) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの				○		
(2) (1)以外のもの						
イ 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
ロ 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
ハ 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
9 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認						
(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの	○					
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○				
10 同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○					
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○				
11 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求						
(一) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの				○		
(二) (一)以外のもの						
(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
(3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
12 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託						
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○					
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○			
(1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下二において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの				○		
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの						
13 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令						
(一) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの				○		
(二) (一)以外のもの						
(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
(3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
14 同規則第33条の規定による措置の要求						
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			○			
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				○		
(1) 建築工事に係るもの						
イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの				○		
ロ イ以外のもの						
(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長
(2) 設備工事に係るもの						
イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの			○			
ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの				○		
(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの				○		
(ロ) (イ)以外のもの						
a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長
b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長
c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長

<p>15 同規則第39条第3項の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(b) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
---	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>i 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</li> <li>ii 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</li> <li>iii 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</li> </ul> <p>ロ 請負代金の額の変更の協議</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥取土木事務所長</li> <li>○ 倉吉土木事務所長</li> <li>○ 米子土木事務所長</li> </ul>
<p>18 同規則第40条第2項（同規則第36条第5項及び第6項、第37条並びに第68条第2項において準用する場合を含む。）の規定による増加費用の負担の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</li> <li>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</li> <li>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</li> </ul> </li> </ul>	○		○		
<p>19 同規則第40条第3項の規定による工事の施工の一時中止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</li> <li>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</li> <li>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 建築工事に係るもの   <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの</li> <li>(ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの   <ul style="list-style-type: none"> <li>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</li> <li>b a以外のもの</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</li> <li>(b) 倉吉土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</li> <li>(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</li> </ul> </li> <li>ロ 設備工事に係るもの   <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</li> <li>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの   <ul style="list-style-type: none"> <li>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</li> <li>b a以外のもの</li> </ul> </li> <li>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</li> <li>(b) 倉吉土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</li> <li>(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	○		○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥取土木事務所長</li> <li>○ 倉吉土木事務所長</li> <li>○ 米子土木事務所長</li> </ul>
<p>20 同規則第41条の規定による工期の延長の承認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</li> <li>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</li> <li>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 建築工事に係るもの   <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 工事費が7,000万円以上の工事に係るもの</li> <li>(ロ) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの   <ul style="list-style-type: none"> <li>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</li> <li>b a以外のもの</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</li> <li>(b) 倉吉土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</li> <li>(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</li> </ul> </li> <li>ロ 設備工事に係るもの   <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</li> <li>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの   <ul style="list-style-type: none"> <li>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</li> <li>b a以外のもの</li> </ul> </li> <li>(a) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</li> <li>(b) 倉吉土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</li> <li>(c) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	○		○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥取土木事務所長</li> <li>○ 倉吉土木事務所長</li> <li>○ 米子土木事務所長</li> </ul>
<p>21 同規則第42条第1項の規定による工期の延長</p>			○		
<p>22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</li> <li>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</li> <li>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</li> </ul> </li> </ul>	○		○	○	
<p>23 同規則第43条第2項の規定による工期を延長しないことの協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</li> <li>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</li> </ul> </li> </ul>	○		○		

	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
24	同規則第43条第3項の規定による請負代金の額の変更の協議							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
25	同規則第44条の規定による請負代金の額の変更の決定							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○				
26	同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
27	同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認							
	(一) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの				○			
	(二) (一)以外のもの							
	(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの						○	鳥取土木事務所長
	(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの						○	倉吉土木事務所長
	(3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの						○	米子土木事務所長
28	同規則第48条第3項の規定による請負代金の額の変更の決定							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
29	同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
30	同規則第49条の規定による工事の内容の変更の決定							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
31	同規則第50条第1項の規定による工事の完成の請求							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○				
32	同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
33	同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
34	同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
	(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの		○					
	(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの			○				
35	同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求							
	(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	○						
	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○				
36	同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払							
	(一) 請負対象設計金額が5,000万円以上の工事に係るもの			○				
	(二) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの							
	(1) 建築工事に係るもの							

<p>イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>		○			○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長
<p>37 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払 (一) 請負対象設計金額が5,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>		○			○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長
<p>38 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認 (一) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>		○			○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長
<p>39 同規則第66条第3項の規定による請負代金の部分払 (一) 請負対象設計金額が5,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>		○			○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長
<p>40 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの</p>		○			○ 鳥取土木事務所長 ○ 倉吉土木事務所長 ○ 米子土木事務所長



務	5	同令第11条第1項の規定による宅地建物取引主任者資格試験の合格者の公告及び合格証書の交付		○				
	6	同令第12条第1項の規定による宅地建物取引主任者資格試験合格者の名簿の作成		○				
	7	同令第13条の規定による宅地建物取引主任者資格試験の受験者数等の建設大臣への報告		○				
	8	同令第14条の13第1項の規定による宅地建物取引主任者証の書換え交付		○				
	9	同令第14条の15第1項の規定による宅地建物取引主任者証の再交付		○				
	10	同令第28条の規定による建設大臣等に対する宅地建物取引業者の違反容疑の通知	○					
	五 積立式宅地建物 販売業法（昭和46 年法律第111号）に 基づく知事の権限 に属する事務	1	同法第3条第1項の規定による積立式宅地建物販売業の許可		○			
		2	同法第10条第3項の規定による積立式宅地建物販売契約約款の内容の変更の命令		○			
		3	同法第12条第2項の規定による積立式宅地建物販売業者名簿への登載		○			
		4	同法第23条第2項の規定による営業保証金の取戻しの承認		○			
5		同法第29条の規定による債権の申出をすべきこと等の公告及び通知		○				
6		同法第31条の規定による権利の調査、確認書の交付並びに配当表の作成及び公告		○				
7		同法第42条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者に対する財産の状況等を改善するため必要な措置を採るべきことの命令	○					
8		同法第43条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する契約の締結の禁止の命令又は命令の取消し	○					
9		同法第44条又は第45条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者に対する業務の停止の命令又は許可の取消し	○					
10		同法第47条の規定による処分をした旨の公告		○				
11		同法第48条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する指導、助言及び勧告		○				
12		同法第50条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する業務に関する報告又は資料の徴収		○				
13		同法第51条の規定による積立式宅地建物販売業者の事務所等への立入検査		○				
六 積立式宅地建物 販売業法施行規則 （昭和46年建設省 令第29号）に基づ く知事の権限に属 する事務	1	同令第6条第1項又は第7条第1項の規定による積立式宅地建物販売業者の許可証の書換え交付又は再交付		○				
	2	同令第9条第2項の規定による許可換えをした場合の従前の許可をした都道府県知事又は建設大臣への通知		○				
	3	同令第12条の規定による積立式宅地建物販売業者名簿の訂正		○				
	4	同令第13条の規定による積立式宅地建物販売業者名簿の消除		○				
	5	同令第27条の規定による建設大臣等に対する積立式宅地建物販売業者の違反容疑の通知	○					
七 公営住宅法（昭 和26年法律第193 号）に基づく知事 の権限に属する事 務	1	同法第24条第4項の規定による公営住宅等の譲渡等の建設大臣の承認の申請の受理及び当該申請に係る書面の建設大臣への送付		○				
	2	同法第26条第1項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督 (一) 工事の執行に関する実地検査（工事のしゅん工に係るものを除く。） (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの		○		○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長	
八 鳥取県営住宅の 設置及び管理に関 する条例（昭和34 年12月鳥取県条例 第49号）に基づく 知事の権限に属す る事務	1	同条例第3条の規定による県営住宅の入居者の公募 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長	
	2	同条例第7条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長	
	3	同条例第8条の規定による県営住宅の入居補欠者の決定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長	
	4	同条例第9条第1項第1号の規定による期日の指定、連帯保証人の適否の認定及び連帯保証人の省略の事情の認定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長	

	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	5 同条例第 9 条第 2 項の規定による県営住宅の入居の取消し					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	6 同条例第 9 条第 3 項の規定による入居可能日の通知					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	7 同条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による同居の承認					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	8 同条例第 9 条の 3 第 1 項の規定による入居の承継の承認					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	9 同条例第 12 条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	10 同条例第 14 条第 2 項の規定による県営住宅又は共同施設の修繕の指示及び入居者に負担させる費用の認定					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	11 同条例第 17 条第 3 項の規定による県営住宅の一部の他の用途への利用の承認					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	12 同条例第 18 条第 1 項ただし書の規定による県営住宅の模様替え又は増築の承認					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	13 同条例第 19 条の規定による入居者の収入基準超過の有無の決定					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	14 同条例第 21 条の 2 第 1 項の規定による高額所得者に対する県営住宅の明渡しの請求			○		
	15 同条例第 21 条の 2 第 4 項の規定による明渡期限の延長			○		
	16 同条例第 22 条第 1 項の規定による入居者の収入の状況についての入居者からの報告又は書類の閲覧若しくは記録の要求					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	17 同条例第 22 条の 2 第 1 項の規定による県営住宅建替事業の施行に伴う県営住宅の明渡しの請求			○		
	18 同条例第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定による県営住宅の検査					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	19 同条例第 24 条第 1 項の規定による不正の行為により県営住宅に入居した者等に対する県営住宅の明渡しの請求			○		
九 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和 43 年 3 月鳥取県条例第 5 号) に基づく知事の権	1 同条例第 4 条の規定による特別県営住宅の入居者の公募					
	(一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの				○	鳥取土木事務所長
	(二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの				○	倉吉土木事務所長
	(三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの				○	米子土木事務所長
	2 同条例第 8 条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの					

<p>限に属する事務</p>	<p>(一) 同条例第7条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (二) 同条例第8条第1項の規定による特別県営住宅の入居補欠者の決定  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (三) 同条例第9条第1項の規定による期日の指定、連帯保証人の適否の認定及び連帯保証人の省略の事情の認定  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (四) 同条例第9条第2項の規定による特別県営住宅の入居の取消し  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (五) 同条例第9条第3項の規定による入居可能日の通知  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (六) 同条例第9条の2第1項の規定による同居の承認  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (七) 同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (八) 同条例第14条第2項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (九) 同条例第16条第2項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届出の受理  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (十) 同条例第17条第3項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (十一) 同条例第18条第1項ただし書の規定による特別県営住宅の模様替え又は増築の承認  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (十二) 同条例第23条の規定による特別県営住宅の検査  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの  (十三) 同条例第24条第1項の規定による特別県営住宅の明渡しの請求</p>	<p>○</p>									
<p>十 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同法第7条の規定による住宅地区改良事業の事業計画及びその変更についての協議  2 同法第9条第1項の規定による改良地区内における土地の形質の変更等の許可  3 同法第9条第4項の規定による法令に違反した者に対する土地の原状回復等の命令  4 同法第21条第1項の規定による測量等のための土地の試掘等の許可  5 同法第32条の規定による市町村に対する住宅地区改良事業のための技術的援助</p>	<p>○</p>									

	6 同法第34条の規定による市町村に対する報告及び資料の提出の要求並びに勧告、助言及び援助			○			
十一 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第27条の規定による事業計画及び資金計画の承認並びに当該承認についての建設大臣への認可の申請			○			
	2 同法第28条の規定による建設計画等についての建設大臣への意見の提出			○			
	3 同法第40条第1項の規定による地方公社への立入検査			○			
	4 同法第40条第1項の規定による地方公社に対する業務等の報告の要求			○			
	5 同法第41条の規定による地方公社の業務に関する監督上必要な命令			○			
	6 同法第42条第1項の規定による法令違反等の場合の地方公社に対する業務の停止等の命令			○			
	7 同法第44条の規定による建設大臣へ提出する書類の受理及び当該書類の建設大臣への送付			○			
十二 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第28条の4第4項第5号イ、第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ又は第63条第3項第5号イの規定による優良な宅地の認定			○			
	2 同法第28条の4第4項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第11号ニ、第62条の3第4項第11号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定による優良な住宅の認定			○			
	3 同法第28条の4第4項、第31条の2第2項、第62条の3第4項又は第63条第3項の規定による優良な宅地又は優良な住宅の認定の証明			○			
十三 住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)に基づく住宅金融公庫からの受託業務	1 同法第23条第1項の規定による住宅金融公庫からの受託業務 (一) 同法第17条第1項第1号に規定する住宅の建設のための資金の貸付けに係る工事の審査 (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 同法第17条第5項に規定する住宅の改良のための資金の貸付けに係る申込みの受理及び審査並びに工事の審査 (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (三) 同法第17条第9項に規定する産業労働者資金融通法(昭和28年法律第63号)第7条の規定による産業労働者住宅を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査 (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (四) 同法第17条第10項に規定する施設建築物等又は中高層耐火建築物を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査 (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
	2 同法第23条第8項の規定による住宅金融公庫からの受託業務 (一) 雇用促進事業団法(昭和36年法律第116号)第19条第3項に規定する労働者住宅又は勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第9条第1項に規定する分譲住宅を設置するための資金の貸付けに係る工事の審査 (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
	1 同法第3条第1項の規定による不動産特定共同事業の許可			○			
	2 同法第8条第1項の規定による事務所の所在地の変更の許可			○			
	3 同法第9条の規定による業務の変更等の認可			○			
	4 同法第34条第1項又は第2項の規定による不動産特定共同事業者に対する必要な指示			○			
	5 同法第34条第3項(同法第35条第3項又は第37条第3項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしたときの主務大臣への報告及び他の都道府県知事への通知			○			
	6 同法第35条第1項又は第2項の規定による不動産特定共同事業者に対する業務の停止の命令			○			
	7 同法第36条の規定による不動産特定共同事業の許可の取消し			○			
	8 同法第37条第1項又は第2項の規定による不動産特定共同事業者に対する業務管理者の解任の命令			○			

	9 同法第38条の規定による処分をしたときの公告			○			
	10 同法第39条の規定による不動産特定共同事業者に対する必要な指示、助言及び勧告			○			
	11 同法第40条第1項の規定による事務所への立入検査等			○			
十五 その他の事務	1 既設県営住宅又は既設特別県営住宅の修繕工事及び環境整備工事の執行 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るものの管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
	2 県営住宅又は特別県営住宅の建替え等のための移転料又は仮住居借上げに係る契約の締結の決定 (一) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (二) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るものの管轄区域に係るもの (三) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの					○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長

別表第3 (第6条関係)

工事検査に係る事務処理権限

事 項	事務処理権限の区分		
	専 決 権 者		
	土 木 部 長	工 事 検 査 室 長	検 査 監
一 建設工事の検査の命令			
1 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。)が7,000万円以上の工事及び請負対象設計金額が7,000万円未満の工事(知事が別に定めるもの)に係るもの		○	
2 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事(知事が別に定めるものを除く。)に係るもの			○
二 建設工事の検査の可否の決定			
1 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○		
2 請負対象設計金額が7,000万円以上5億円未満の工事及び請負対象設計金額が7,000万円未満の工事(知事が別に定めるもの)に係るもの		○	
3 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事(知事が別に定めるものを除く。)に係るもの			○

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千元(送料を含む)】